ストップ・ザ・アスベスト西宮代表 上田進久 兵庫県保険医協会 環境・公害対策部長 森岡芳雄 中皮腫・じん肺・アスベストセンター 事務局長 永倉冬史

## 質問書

皆様方のご尽力により新型コロナ感染症が小康状態を取り戻すことができましたので、 この機会にお尋ねします。

「西宮こしき岩アスベスト訴訟」において「解体時には相当量のアスベストが存在し、その一定量が飛散した」という重大な事実が認定されました。これは、西宮市が、「大気汚染防止法」及び、兵庫県条例「環境の保全と創造に関する条例」に基づいた、旧夙川学院短期大学解体工事現場の立ち入り調査で、解体工事現場から見落としたアスベスト建材を、証拠収集が困難な住民が設計図書等を入手し、工事の違法性に基づく損害賠償を提訴した裁判によって明らかとなった事実です。しかしながら、具体的な曝露の証拠がないために健康被害を立証するには至りませんでした。

アスベストによる健康被害の評価は、司法に求めるのではなく、医療や教育に携わる学者などの専門家委員会による検討が重要です。事実認定された内容は、レベル1や2が約20か所、レベル3が137か所という比類のないまさに空前絶後のアスベスト量が存在し、これが長期間にわたり飛散防止策が講じられないまま違法に処理されました。この事実が判明して、周辺住民や学校に通う子供たちの、この違法工事を原因とする健康被害が現実問題として危惧される事態へと大きく変化しました。

先の2019年11月28日付け「要望書」に対する同年12月27日付け「回答書」においては、市民や子供たちの健康被害に対して重責を担う立場にある貴保健所長としての危惧の内容は読み取れません。

旧夙川短大を中心に半径 1km 以内には学校が 10 校も存在し、現場に隣接して長い通学路があり多くの子供たちが利用していました。1999 年東京都文京区さしがや保育園において発生したアスベスト曝露に対応して、専門家による第三者委員会が設置され、立派な報告書が作成されました。現在その提言に従った対策が実施されています。

https://www.city.bunkyo.lg.jp/library/sosiki\_busyo/hoiku/houkokusyo\_saisyu.pdf 発ガン性物質であるアスベスト飛散をうやむやにすることは決して許されるものではありません。是非とも専門家による第三者委員会を設けて本件の重大性について検証し、健康被害者の拡大を予防するための施策のご検討をお願いいたします。

なお、この回答にあたり、意思決定に至る過程において話し合われた議事録は、市民にとって重要な資料となりますので行政文書として必ず保存し情報公開してください。

以下質問です。

1.このアスベスト飛散事件の重大性について、保健所長としてどのように評価されていますか。

2 この.飛散事件の重大性や健康リスク評価は、専門家による検討が必要であると考えますが、第三者委員会などを設ける必要性についてはいかがお考えですか。

- 3. 本件において、アスベストが飛散した現場や時期などの詳細を公表し、曝露を受けた者たちへ注意喚起をすることが最低限の行政の責務であると考えます。公表や注意喚起をすることについていかがお考えですか。
- 4. 裁判では証拠がないために立証できないことがあり、司法においてすべての真実が解明される訳ではありません。判決文の一部を引用するだけの回答ではなく、西宮市が科学的なリスク評価に基づいて判断することが求められています。保健所長というお立場より「果たすべき責任」についてどのようにお考えですか。
- 5. 上記「さしがや保育園の曝露事件」においては専門家委員会による検証がなされ、その提言に従って現在検診が実施されています。本件においては、以前「心配なら肺がん検診を受ければよい」とお聞きしたように思いますが、この方法は一般の集団検診と「子供を含む曝露を負ったハイリスク集団に対する追跡調査」とを混同するものであり、適切な方法であるとは考えられません。本件において被害の拡大を防止するための検診方法について、どのようにお考えですか。
- 6. 環境再生保全機構の統計によれば、労働ばく露以外の環境由来のアスベスト疾患発症者で石綿健康被害救済法の認定を受けたものは、平成 18 年から 30 年までの累計で 14,012 名に及んでいます。不適切な解体工事現場から発生するアスベスト粉じんによる、周辺住民ばく露、近隣の学校施設、幼稚園、保育園等の汚染、通勤、通学路の汚染によるばく露と、リスクの管理について、どのようにお考えかご回答ください。